

## 平成 29 年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書については、給与所得者のマイナンバーのほか、控除対象配偶者等のマイナンバーの記載も必要になっています。

また、給与の支払者は、マイナンバーが記載された給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出を受ける際に、給与所得者の本人確認を行う必要があります。

控除対象配偶者等の本人確認は、給与所得者が行うため、給与の支払者が控除対象配偶者等の本人確認を行う必要はありません。

### 平成 29 年分以後の扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載不要の制度の特例が創設されました。

平成 28 年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払を受ける方が、その支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿<sup>(注)</sup>を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます。

- 1 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- 3 退職所得の受給に関する申告書
- 4 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注)上記 1～4 の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

### 源泉徴収事務・法定調書作成事務において、マイナンバーの記載が不要となる税務関係書類について(改正内容のお知らせ)

平成 28 年度税制改正により、以下の税務関係書類について、マイナンバーの記載が不要となりました。税務関係書類の種類により適用時期が異なりますので、ご注意ください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

#### 平成 28 年 4 月 1 日以後に提出すべきものについて適用

税務署長等には提出されない書類であって、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書ほか

#### 平成 28 年 4 月 1 日以後に支払の確定する配当等や、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用

個人の方が、配当等や株式譲渡対価等の受領の際の一定の告知又は特定口座開設届出書等の提出(以下「告知等」といいます。)をする場合で、その告知等を受ける金融機関等が、その告知等をする方のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする方のマイナンバーの告知又は特定口座開設届出書等への記載を要しないこととされました。

《例》利子・配当等の受領者の告知、無記名公社債の利子等に係る告知書の提出、譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出ほか

#### 平成 29 年 1 月 1 日以後に提出すべきものについて適用

申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書(兼)本店等一括提出に係る承認申請書ほか

